

# 推進委員報酬

質

下水道使用料については、平成14年度の供用開始以来下水道への接続を推進するため低く抑えられ現在まで改定されていない状況で、近年の人口減少に伴い今後は収入減も懸念されることから、公共下水道審議会を開催し、その答申を基に下水道使用料を改正する条例を上程したということである。人口減少の懸念については以前から分かっていたことであるし、汚泥の搬出についても一つの事業所に偏っており、以前から改革してほしいと申し上げている。このような点についてどう考えるか。

答

人口減少といったことも当初の段階から見込まれたことであるが、それ以上に進んでいるというのが実態ではないかと捉えている。そのため、公共下水道区域内への民間住宅の立地や空き家の活用などに一生懸命取り組んでいるが、現段階ではそれをカバーするまでには至っていない。また、使用料の上げ幅が非常に大きいということであるが、審議会の中でその点については十分審議していただいた上での結論だと捉えている。

反対討論

公共下水道事業審議会の委員には下水道区域内の自治公民館長が含まれているが、審議会委員を任命したその当日に審議がなされているため、下水道区域に居住する住民の意見を徴収する時間がなかった状況や、下水道使用料の見直しは接続率100パーセントが見込まれる時に検討するという事であるが、現在の接続率は92.6パーセントであり100パーセントには至っていない。また、下水道事業の委託契約については、随意契約であり経費の削減に

対して努力も見えていないことから、再度、審議会

を開催して、更に吟味され提案されるべきであると考えて今回の提出には反対である。

賛成討論

なし

反対討論

改定後の金額は1.6倍以上になっており、緩和措置はあっても急激な値上がりはおかしいと思う。また、総務省の公費負担基準に基づくと適正な利用料の設定が1立米150円と定められており、見直しの内容から考えると国の基準に合わせていると受け止められる。国の基準は高いと考える事から、町としても国の基準に合わせるのではなく、もう一度考えるべきであるとの立場から反対である。

(公共下水道条例の審議内容などについては10ページから11ページにも記載)

## 陳情1件を採択

「育ちにくい」をもつこども「及び」障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

趣旨

障害者差別解消法の施行など、社会的に弱い立場にある人の権利保障に向けた国内法が少しずつ拡充されるなか、障害があっても差別される事なく大崎町で育つ全ての子どもたち、その家族が安心して生きていく事のできる地域づくりを願い、子どもやその保護者を取り巻く環境の充実や療育の各種施策を検討されるよう陳情されたものです。